

基準 1 2 水噴霧消火設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによるものとする。

- 1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、基準 1 0、第 1 項第 1 号から第 7 号まで及び第 9 号の規定の例によるほか、次の各号によること。
 - (1) ポンプの吐出量は、次によること。
 - ア 当該設備を設置する部分の用途に応じ、それぞれ次に定める区域内に設けられたすべての水噴霧ヘッド（以下「ヘッド」という。）から同時に放射した場合に、標準放射量（令第 1 4 条第 1 号及び規則第 3 2 条に規定する標準放射量をいう。以下同じ。）で放射することができる量以上の量とすること。
 - (ア) 指定可燃物を貯蔵し、または取り扱う防火対象物にあっては、床面積 5 0 m²以上 1 0 0 m²以下の区域を 1 の放射区域（1 の一斉開放弁により同時に放射する区域をいう。以下同じ。）とすること。
 - (イ) 防火対象物の駐車のために供される部分にあっては、次の a 又は b に定める区域を 1 の放射区域とすること。
 - a 区画境界堤で区画された部分（次の b において「区画部分」という。）に、これと接する車路の部分（車両が駐車する場所が車路をはさんで両側にある場合は、当該車路の中心線までの部分とする。）を加えた区域
 - b 隣接する 2 つの区画部分を合計した区域のうち、床面積が最大となる区域
- 2 水源の有効水量の算定は、基準 1 0、第 2 項の規定の例によるほか、当該設備を設置する部分の用途に応じ、第 1 項第 1 号ア（ア）又は（イ）に定める放射区域のうち床面積が最大となるものに設けられたすべてのヘッドから同時に放射した場合に、標準放射量で 2 0 分間放射することができる量以上の量とすること。
- 3 水源の水槽等の材質は、基準 1 0、第 3 項の規定の例によること。
- 4 配管は、基準 1 0、第 4 項（第 3 号を除く。）の規定の例によるほか、外気が流通するおそれのある駐車場等に設ける起動用スプリンクラーヘッド等の配管には、凍結を予防するための有効な措置を講じること。
- 5 放射区域は、設置する部分の用途に応じ、第 1 項第 1 号ア（ア）又は（イ）により設ける。
- 6 ヘッドは、次の各号によること。

- (1) ヘッドは、当該設備を設置する部分に応じ、次のア又はイに掲げる性能が得られるものとする。
 - ア 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、0.25MPa以上の圧力で標準放射量を放射できること。
 - イ 道路の用に供されるもの又は駐車のために供されるものにあつては、0.35MPa以上の圧力で標準放射量を放射できること。
- (2) ヘッドの材質は、JIS H 5111（青銅鋳物）、JIS H 5101（黄銅鋳物）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとする。

7 起動装置は、次の各号によること。

- (1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる自動式の起動装置は、次のアからエまでによること。
 - ア スプリンクラーヘッドは、放射区域ごとに設けること。
 - イ スプリンクラーヘッドは、標示温度が79℃未満のものを使用し、1個の警戒面積は、20㎡以下とすること。
 - ウ スプリンクラーヘッドの取付け面の高さは、床面から5m以下とし、火災を有効に感知できるように設けること。
 - エ 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、本章、基準2、第1項第8号イの規定の例によること。
- (2) 感知器を用いる自動式の起動装置は、次のア及びイによること。
 - ア 感知器は、放射区域ごとに規則第23条第4項の規定の例により設けること。
 - イ 感知器は、熱式の特種、1種又は2種を使用すること。
- (3) 手動式の起動装置の操作部は、次のアからエによること。
 - ア 火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。
 - イ 有機ガラス等による有効な防護措置を講じること。
 - ウ その受け持つ放射区域が容易に判別できる表示を行うこと。
 - エ 駐車場等の部分に設けるものは、放射区域ごとに1個以上設けること。

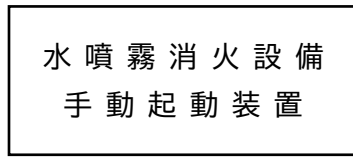
8 自動警報装置等は、次によること。

- (1) 音響警報装置は、一斉開放弁又は手動式開放弁の開放に伴い当該放射区域及び防災センター等に警報を発することができるものとする。
- (2) 音響警報装置は、基準11、第6項第2号の規定の例によること。

9 標識は、次によること。

- (1) 水噴霧消火設備の手動式の起動装置である旨を表示した標識又はその旨の表示（規則第16条第3項第3号ホ（□））

水噴霧消火設備の例



大きさ:短辺…100mm以上
長辺…300mm以上

色 : 地 … 赤
文字… 白

- 10 非常電源、配線等は、基準10、第5項の規定の例によること。
- 11 耐震措置は、基準10、第6項の規定の例によること。